

1 届出の種類

届出書の名称	内 容	期 限
指定混合肥料生産業者届出書 【様式第8号の3イ】	生産を開始する場合	事業を開始する 1週間前まで
指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書 【様式第8号の3ロ】	届出事項に変更が生じた場合	変更が生じた日から 2週間以内
指定混合肥料生産事業廃止届出書 【様式第8号の3ハ】	生産事業を廃止した場合	事業を廃止した日か ら2週間以内

2 届出に必要な書類

①上記の届出書【正副2部】

②添付書類【各1部】

添付書類	生産	廃止	変更
生産工程の概要（原料及び肥料製造工程を記載）	○	—	※
分析成績書（写し可）	○	—	※
法人：登記簿抄本（写し可）	○	—	※
個人：住民票等氏名住所が確認できるもの ※住民基本台帳ネットワークで手続きする場合は不要	○	—	※
生産設備の賃貸借に関する届出	△	—	※
賃貸借契約書（写し）	△	—	※
委託による肥料の生産に関する届出	△	△	※
委託生産契約書（写し）	△	—	※
肥料生産場所及び保管場所の地図 ※届出業者の連絡先（担当者、電話番号、FAX番号）を記入する	○	—	※

○：必要、—：不要、△：生産施設の賃貸借がある場合、または委託生産の場合必要、

※：変更する内容に応じて提出

3 届出書の提出先

住所地を管轄する**広域振興局の農政（林）部**に提出する（郵送可）。

※住所地とは、主たる事務所の所在地、または生産を行う事業場の所在地（事務所が県外の場合）

住所地	広域振興局名	住所・お問い合わせ電話番号
盛岡市、八幡平市、滝沢市、葛巻町、 岩手町、雫石町、矢巾町、紫波町	盛岡広域振興局農政部	〒020-0023 盛岡市内丸11-1 電話 019 (629) 6597
奥州市、金ヶ崎町、花巻市、北上市、 遠野市、西和賀町、一関市、平泉町	県南広域振興局農政部	〒023-0053 奥州市水沢大手町1-2 電話 0197 (22) 2841
大船渡市、陸前高田市、住田町、 釜石市、大槌町、宮古市、岩泉町、 山田町、田野畑村	沿岸広域振興局農林部	〒026-0043 釜石市新町6-50 電話 0193 (25) 2704
久慈市、洋野町、野田村、普代村、 二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	県北広域振興局農政部	〒028-8042 久慈市八日町1-1 電話 0194 (53) 4983